

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8-90号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（規則第8-15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条第3号の規定に<u>基づき</u>、職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（特例）</p> <p>第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>審査請求</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合</p> <p>(4)～(9) (略)</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条第3号の規定に<u>もとづき</u>、職務に専念する義務の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（特例）</p> <p>第2条 前条の特例は、別に定めるもののほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条の2第1項の規定により不利益処分について<u>不服申立て</u>をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合</p> <p>(4)～(9) (略)</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。